

令和2年12月8日

新型コロナウイルス感染防止に向けた令和3年度授業実施の方針

学 長 上田 孝典

令和3年度の授業（試験を含む）は、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（文部科学省）」に十分留意しつつ、原則、面接授業で実施する。他方、「密接」を回避できないなど科目の特性上感染リスクの高い科目、遠隔授業による教育効果の高い科目、学生への便宜が必要な科目などは遠隔授業（面接授業との併用も可）で実施する。なお、遠隔授業と面接授業が混在するため、学生の受講を考慮した時間割の編成または授業形態の選択に努めるが、編成の柔軟性確保の観点から、遠隔授業についてはオンデマンド形式が望ましい。また、基礎疾患等があることにより重症化リスクが高い学生に対しては、引き続き個別に配慮を行うこととする。

ただし、本方針については、今後の感染状況に応じて変更することがある。

【面接授業の具体的な実施方法等】

（1）「密閉」の回避（換気の徹底）

- 授業中、講義室・実験室等に換気設備が備わっている場合は、常時稼働させておく。
- 換気設備が備わっていない講義室・実験室においては、常時窓を開けておく、または30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にすることにより換気を行うこととする。その際、2方向の窓を同時に開けて行うことが望ましい。
- 窓のない講義室・実験室等は、常時出入口を開ける、換気扇（扇風機・サーキュレーター）を用いたりするなどして十分に換気に努める。
- エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行う。

（2）「密集」の回避（身体的距離の確保）

- 学生の間隔を最低1メートル空ける、または一つおきに着席するなど「密集」を回避できる講義室・実験室等の収容可能人数（コロナ対応収容人数*）以下での授業実施とする。
- 講義室・実験室等のコロナ対応収容人数を上回る履修者数の科目においても、1つの授業クラスを2教室に分割し、片方を対面授業、他方をリアルタイムで配信授業を行うなどの工夫等により面接授業実施可とする。

* 予め、各講義室等のコロナ対応収容人数を定める

(3) 「密接」の回避（マスクの着用）

- 学生・教員は、マスクの着用を基本とする。
- 教員においては、フェイスシールドによる代替も可とする。なお、学生との身体的距離を十分に確保（最低2メートル）できる場合は、着用を必須としない。

【そのほかの留意点】

<学生>

- 講義室・実験室等の入退室時に手指衛生（手指消毒又は手洗い）を励行する。
- 授業中、不要な会話を慎む。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手指衛生（手指消毒又は手洗い）を行う。
- 発熱・咳・全身倦怠感等風邪様の症状が見られる場合は、躊躇せず自宅で休養するとともに、担当課（教務課、松岡キャンパス学務課又は敦賀キャンパス運営管理課）へ連絡する。

<教職員>

- 講義室・実験室等の入退室時に手指衛生（手指消毒又は手洗い）を励行する。
- マイクを使用する際は、マイクに触れる前後に手指衛生（手指消毒又は手洗い）を励行する。
- 罹患者、濃厚接触による自宅待機者、発熱・咳・全身倦怠感等風邪様の症状による自宅休養者となった学生の欠席について、授業形態等個々の事情に照らして補講・追試、レポートの活用等、当人の単位認定に不利益が生じないよう配慮する。
- 授業担当教員についても、発熱・咳・全身倦怠感等風邪様の症状が見られる場合は、躊躇せず自宅で休養するとともに、担当課（教務課、松岡キャンパス学務課又は敦賀キャンパス運営管理課）へ連絡する。